

第3回熊本市第7次総合計画中間見直し委員会

日時:令和元年11月21日(木) 13:30~

場所:熊本市役所議会棟2階 総務委員会室

● 次第

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議事

(1)第2回熊本市第7次総合計画中間見直し委員会議事録について

(2)熊本市第7次総合計画中間見直しの経緯について

(3)熊本市第7次総合計画基本計画(見直し素案)について

- 4 閉会

● 議事

中山委員長:

今日は、議事内容といたしまして、報告事項が2件と審議事項1件という形になっております。まず最初に、報告事項の1件目になりますけれども、第2回熊本市第7次総合計画中間見直し委員会議事録について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局:

報告事項といたしまして、第2回熊本市第7次総合計画中間見直し委員会の議事録についてご報告いたします。

前回委員会は8月8日に開催いたしまして、先ほど委員長からもご案内がございましたとおり、7次総合計画基本構想のたたき台について、ご審議をいただいたところでございます。

そこでは、震災復興計画を総合計画に位置づけていくということから、新たに熊本地震からの復旧・復興について、新たな編を設けることや、今後のまちづくりの視点として、SDGsやSociety5.0の視点を加えたこと、また、重点的取組として、復旧・復興と防災・減災のまちづくりや、教育や文化の質の向上、そういった5つの重点的な取組をお示しさせていただいたところでございます。

また、この基本構想のたたき台を踏まえて、総合計画基本計画の見直しの方向性ということについても、ご審議をいただいたところでございます。

審議では、外国人に対する対応に関することや、国際都市として熊本市がどう機能していくべきか、あるいは、SDGsを市民にわかりやすく示していく、どのように示していくかなど、そういったさまざまなご意見、ご提言をいただいたところでございます。

詳細は、こちらのお示ししている議事録に示しているとおりでございます。ご参照いただければと思います。

中山委員長:

資料1の議事録をご覧になりまして、何かここ違うんじゃないかとか、ご意見、あるいはご質問

等ございませんでしょうか。

無ければ、ご確認いただいたということで、報告事項の2点目に移りたいと思います。

熊本市第7次総合計画中間見直しの経緯について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：

資料2、中間見直しの経緯についてご報告いたします。

この中間見直しに当たりましては、ここに記載のとおりでございますが、熊本市議会のほうに、まず、平成31年第1回の定例会から、各定例会において見直しの進捗状況について報告を行っております。その中で、いろいろご審議をいただいているところでございます。

また、中ほどの列ですけれども、市民の皆様からのご意見を伺うために、市長とドンドン語ろうということで、各区役所において、市民の皆様の意見を聞く機会を設けました。また、農水産業や企業の皆様、あるいは、学生や外国人など、分野別における意見聴取の機会も設けたところでございます。さらに、その中間見直し委員会での審議でありますとか、市役所内部での各種会議を行いながら、見直しに努めてまいりました。

なお、今後は、令和2年2月の第1回定例会議案として提出するため、パブリック・コメントや地域説明会、また、この中間見直し委員会等を順次開催してまいります。

2ページには、中間見直し委員会での主な意見を掲載させていただいております。

また、3ページでは、市長とドンドン語ろうの開催状況を掲載しており、5月から随時開催しておりますが、その中でいただいたご意見を抜粋しています。

また、4ページには、学生ワークショップということで、学生の皆様とのワークショップも開催したところでございます。ここに書いてあるとおり、学生らしいご意見もいただいているところでございます。また、まちづくりシンポジウムとして、10月20日、11月17日にも、各シンポジウムを開催したところでございます。また、5番にありますとおり、今後はパブリック・コメント、地域説明会を随時実施してまいります。

中山委員長：

この件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

無いようでしたら、この件につきましては、終えたいと思います。

次に、審議事項に入りたいと思いますけれども、熊本市第7次総合計画基本計画（見直し素案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：

第7次総合計画基本計画（見直し素案）について、資料3に基本計画の主な変更点、それから、資料4で基本計画中間見直し案、それから、資料5で総合計画中間見直し委員会での意見の対応表ということで、3つ用意しているところでございます。

資料4は、この一番広い資料でございますけれども、現計画と見直し後の計画との新旧対照表としてお示しをしております。改正理由も含めて整理をしておりますので、この資料を見ただくと、見直しの全容がわかるものとなっております。また、資料5は、第1回並びに第2回の当委員会においていただいた意見の対応状況を取りまとめたものとなっております。

本来、この資料4の新旧対照表を用いてご説明するのが、丁寧でわかりやすいかと思いますが、大変分厚い資料となっておりますので、本日は、資料3の基本計画の主な変更点という資料を用いて、説明させていただきたいと思います。

では、資料3をお願いいたします。

こちらにも、結構なボリュームがありますので、若干お時間をいただくこととなりますが、順に資料に沿って説明させていただきたいと思います。

それでは、資料の1ページでございます。

この資料は、計画の各編、それから、第VI編につきましては、分野別施策の各章ごとに、修正のポイントとして最初に簡潔に示しており、その次に修正理由・内容、今後の具体的な取組ということで記載をしております。参考として、担当部署と資料4の新旧対照表におけるページを記載しているというふうなつくりになっており、この順に簡潔にご説明したいと思います。

では、第I編の計画の前提についてでございます。

こちらは、ポイントとしては、熊本地震を踏まえた「上質な生活都市」ということとしておりますが、これについては、修正のところに書いておりますけれども、基本構想と整合を図りまして、熊本地震を踏まえて、目指すまちの姿の中に、「災害に強くだれもが安心して暮らせるまち」という一文を追加しております。

それから、第II編につきまして、都市整備の方針でございます。

こちらにつきましては、都市基盤の強化と多角連携都市の明確化ということで、これは、同じく熊本地震の経験を踏まえまして、災害に強い都市づくりや、公共交通と自動車交通の最適な組み合わせについて、記載をしたところでございます。また、中心市街地グランドデザインを踏まえて、都市機能の高度化ということで記載をしております。

それから、第III編でございます。

こちらは、区における自主・自立のまちづくりということで、地域における自助・共助の強化ということをポイントとしております。これは、まちづくりセンターの設置、あるいは地域担当職員の配置による自主・自立のまちづくりの推進に向けた取組について、追記しております。また、熊本地震を踏まえ、自助・共助・公助の必要性等をまた改めて追記しているところでございます。2ページをお願いします。

第IV編でございます。

熊本地震からの復旧・復興というところでございます。これは、復旧・復興の継続というところが主なポイントでございます。

こちらは、震災復興計画の期間の終了後におきましても、引き続き復旧・復興に取り組むことを明確にするために、新たな編として設けたところでございます。震災の復興計画の検証を踏まえつつ、分野別施策とも整合を図りながら、ここに書いてある3つの被災者の生活再建、それから防災・減災のまちづくり、記憶の伝承と、3つの施策を当該第IV編に反映させたところでございます。その具体的な取組につきましては、今の3つの施策ごとに、今後具体的な取組として想定できるものにつきまして、それぞれ記しているところでございます。ご参考いただければと思います。

それから、第V編でございます。

まちづくりの重点的取組というところでございます。

これは、前の委員会でもご説明いたしました教育、あるいは健康、交通、市民所得の向上といった重点的取り組みとしてお示した内容を、こちらに記載しているところがございます。

それから、3ページでございます。

こちらからは、第Ⅵ編の分野別施策というところになります。これは、各章ごとにポイントを示しております。

まず、1章でございます。互いに認め合い、誰もが平等に参画できる社会の実現というところで、こちらにつきましては、複雑化、多様化する人権課題への対応というところをポイントとしております。これは、SNSの普及に伴います誹謗中傷、あるいはヘイトスピーチなど、複雑化する人権課題に対して、気づきでありますとか、当該意識を磨くことができるような教育、啓発というものについて、記載をしているところがございます。具体的取組については、ここに記載のとおりでございます。

それから、4ページをお願いいたします。

4ページは、第2章の安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進という章でございます。こちらにつきましては、複数のポイントを示させていただいております。

まず第1点が、「住民自治活動への更なる支援」ということで、これは、地域のまちづくりを推進するためには、担い手の育成・確保、あるいは、また地域住民の自治活動を支援するため、NPOや企業などとの連携を強化していくということをこちらに記載をさせていただいているところがございます。

それから、2点目のポイントとしましては、「まちづくり支援機能の強化」、こちらは、区ごとのまちづくりを推進するためには、本庁と区役所の連携で地域支援が必要となるということから、地域ニーズの反映の仕組みなど具体的に施策を進めることを追記しております。

それから、3つ目のポイントは、「地域活動拠点の整備・支援」ということで、こちらは、公設公民館といった地域の活動の拠点となる施設の役割、それから機能を整理して、住民が積極的に活用できる施設とすることを追記したところがございます。

それから、5ページをお願いいたします。

こちらは、「地域の防災力の強化」というところをポイントとしております。地震の経験と教訓を踏まえまして、主に地域での自助・共助の強化に向けた取組をここに反映させているところがございます。

また、行政の取組は、別にⅦ編というところで集約して充実を図ったところがございます。

それから、5点目のポイントは、「消防・救急体制の更なる強化」というところで、施策の目標をあらゆる災害からの生命・財産の保護に修正。これは、以前は、災害・事故からの生命・財産の保護ということで、それをあらゆるというところで修正をしたところがございます。また、熊本地震の経験を踏まえ、広域的な災害対応体制の強化及び消防施設の耐震化の取組を新たに追記いたしました。また、高齢化社会の進展による救急件数の増加などに対応するため、救急医療体制の充実の取組というところも、新たに追加したところがございます。

それから、第3章で、6ページでございます。

第3章、生涯を通して、健やかで生き生きと暮らせる保健福祉の充実という章でございます。こちらのポイントといたしまして、生涯を通じた健康づくりの推進というところをポイントといたしております。こちらは、市民が自主的に楽しみながら継続的に健康づくりができるように、新規事

業として健康ポイント事業を位置づけるなど、追記をして修正をしたところがございます。

また、2点目、質の高い医療サービスの提供という点につきましては、地震の影響を踏まえ、市民病院の果たすべき役割や災害に強い病院づくりについて、記載をいたしております。

それから、7ページをご覧ください。

高齢者、障がい者を地域で支える体制の強化という点につきましては、これまで計画で位置づけのなかった地域福祉活動推進の環境整備に関する内容を追記いたしました。それとともに、地域包括ケアシステムの進化・推進、また、高齢者及び障がい者が安心して暮らせるための事業などについても、こちらに明記したところがございます。

それから、4点目、生活困窮者への就労、自立支援の推進ということで、生活困窮に至るリスクの高い方、生活保護受給者が生活困窮に至らないよう、寄り添ったきめ細かな支援が必要であるということから、相談体制の強化について追記をいたしました。

8ページをお願いします。

こちらは、援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援ということで、年々増加する児童虐待の相談等に対応するための支援体制の強化、また、里親制度の推進を図ることとしております。さらに、子どもの貧困に対するさまざまな問題が相互にあるということから、その対応策についても追記をいたしているところがございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

こちらは、第4章、豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興という章でございます。

これは、1つ目のポイント、新学習指導要領の改訂に伴う施策体系の修正ということで、こちらに修正する内容を記載しておりますけれども、こちらの新旧対照表を見ていただいたほうがわかりやすいと思いますので、新旧対照表の51ページをご覧くださいと思います。資料4の51ページで施策の体系図を示しております。

このように、学習指導要領の改訂に伴って、この現行から改訂後のように、朱書きで修正が入っておりますけれども、こういった形で学習指導要領の改正に伴った見直しということで表現、体系を変えているというようなところで、ここは記載させていただいているところがございます。

同様に、資料3の10ページについても、第3期教育振興基本計画の策定に伴う施策体系の修正ということで、基本計画の策定に伴い、修正、見直しを行っているところがございます。

それから、中身につきましては、9ページ、10ページ、それぞれ下のほうに新学習指導要領の内容でございますとか、教育振興基本計画の概要等付記させていただいております。

同じく、資料のこちらの11ページですけれども、熊本市生涯学習指針に伴う施策体系の修正ということで、こちらも令和2年3月策定予定の熊本市生涯学習指針を参考に、施策の体系等を変更しているところがございます。こちらは、新旧表でいきますと、55ページの施策の体系のところにも、また同じように朱書きで修正させていただいたところがございます。

続いて、資料の12ページをお願いいたします。

こちらは、文化をいかしたまちづくりの推進ということで、文化を生かしたまちづくりの推進に対応するため、具体的な内容を追記することとしております。文化を生かしたまちづくりということで、後期計画の、先ほど重点的取組を申し上げましたが、1つに教育・文化の質の向上というところが掲げたところございまして、それらを踏まえて、文化をいかしたまちづくりの推進とい

う点で修正を加えております。

それから、13ページでございます。

第5章、誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応という章でございます。

ここは、見直しのポイントといたしまして、温室効果ガスのさらなる排出削減ということで、こちらにつきましては、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減という国の長期目標の達成を実現するための本市の取組として、記載しているところでございます。

それから、②森づくりの推進というところのポイントですが、これは、森林環境税等の創設、あるいは、あらたな森林管理システムの運用開始を機に、本市の森づくりの方向性を明確にしたというところ、また、適正な森林管理や森林環境教育、市民による森づくりなどの推進すべき森林施策をこちらのほうに明記しているというところでございます。

それから、3点目のポイントが、プラスチック問題への対応ということで、海洋へのプラスチックごみ流出等の新たな課題に対応する、本市の取組を記載しているところでございます。

それから、14ページでございます。

経済の発展と熊本の魅力の創造・発信ということで、第6章でございます。

こちらについては、地域経済の持続的な発展というポイントで、復興需要が収束しつつある中、復興の先の地域経済を支える対策、あるいは、新たな大型商業施設の開業、サクラマチ開業による人の流れ、消費活動の変化など経済活動の動向を踏まえまして、地域経済のさらなる発展に向けた施策を講じるというところで、記載をしているところでございます。

2点目、観光客誘致体制の強化というところで、こちらにつきましては、交流人口の増加による地域経済の活性化に向けた観光客誘致についてプロモーション、また受入態勢両面からさらに強化する必要がある中、復興アドバイザーの提言なども踏まえまして、具体的に記載をするというところでございます。

続いて、15ページでございます。

こちらは、第7章、豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興ということで、1点目、スマート農業の推進というポイントでございます。こちらは、高齢化に伴う問題でありますとか、労働力不足等が課題となる中、農業のポテンシャルを発現させる重要な取組であるスマート農業、こちらの推進について記載しております。また、施策として、国の実証実験やその他の地域への展開、新技術の現場への実装の加速化についても、明記をしているところでございます。

2点目、農水産業における国土強靱化の推進という点におきましては、近年、多発しております自然災害でありますとか、国の定める国土強靱化基本計画等を踏まえまして、防災・減災に向けた取組、あるいは、農業基盤整備の要である土地改良区の体制強化について、記載をしたところでございます。

それから、16ページ、民間企業や漁業者との連携等による販路開拓・拡大というところでございます。

これは、従来の大規模な流通にとどまらず、新たな販路、あるいは流通体制の構築が、今後重要となるということから、民間企業や農漁業者との連携、あるいはトッププロモーションの実施など、農水産物などのブランド化・高付加価値化に関する内容をこちらに記載したところでござ

ざいます。

それから、17ページでございます。

こちら、第8章、安全で利便性が高い都市基盤の充実ということで、まず第1点目、歩いて楽しめる都市空間の創出というポイントでございます。熊本市の中心部におきましては、被災、あるいは老朽建物の解体が進んでおりまして、スポンジ化が進行しているなど、各種課題が顕在化しているというところでございます。中心市街地の魅力的な空間形成のためには、都市デザイン、建替でありますとか、また、駐車場の配置やサイン、それから歴史まちづくりといったところを整備することを、新たに記載したところでございます。

続きまして、18ページでございます。

2つ目のポイント、持続可能な交通網の形成及び公共交通の利便性の向上というところでございます。

ここについては、新旧対照表の94ページをご覧いただきたいと思えます。

こちらで示している修正につきましては、もともとの(4)公共交通空白地などへの対応というところを(1)に統合したというところでございます。加えて、AIなどを活用した新たなコミュニティ交通の導入を追記したというところが、ここに書かれている修正理由、内容の中身でございます。

また、MaaS等の新たなモビリティサービスの展開を想定して、年齢や地域に応じたモビリティマネジメント、ICTの導入による公共交通のシームレス化、新たな料金体系の検討などを追記したところでございます。また、市電の利便性の向上については、電停改良は引き続き実施していくということ、市電のロケーションシステムは、平成29年度に導入したということで、時点修正を行っているところでございます。

また、資料のまた18ページの3点目ですが、良好な道路環境の実現ということで、熊本地震の経験、あるいは慢性的な交通渋滞を踏まえまして、広域の道路ネットワークの強化、それから、都市内交通の円滑化というところを追記いたしました。また、新広域道路計画へ本市の計画を反映させる取組や、国道57号線の立体交差についても、改めて追記したところでございます。また、交差点改良でありますとか、歩道整備など、事故危険箇所対策ですとか、通学路の合同点検などを実施することも、こちらで追記しているところでございます。

続いて、19ページをお願いします。

総合的な空き家対策の推進です。

こちらにつきましては、重要で喫緊の課題である空き家対策について、空き家等対策計画との整合を図りながら、新たな基本方針として、総合的な空き家対策の推進としては、特に特出しして記載したところでございます。また、新たな視点として、空き家等の適正管理についても、追記をしているところでございます。

それから、5点目、災害に強い上下水道の確立ということで、こちらについては、熊本地震の経験を経まして、平時のみならず、大規模災害時においても、安定した上下水道サービスの提供が求められているというところで、8節、これは、新旧対照表の107ページになりますけれども、そちらにおいて、新たな基本方針として、災害に強い下水道の確立ということを明示しましたところでございます。上水道については、既に記載済というところでございます。

それから、20ページでございます。

老朽化した上下水道施設の計画的な更新ということで、こちらは新旧の106ページの体系の部分になりますけれども、老朽化で今後更新需要が見込まれるということで、主な取組として、老朽化施設の計画的な更新ということで設定したものでございます。

続いて、21ページ、第7編の危機管理でございます。

こちら、国土強靱化の視点による都市基盤づくりということで、市民生活や企業活動、行政活動に大きな支障を来しました熊本地震、その経験と教訓を踏まえて、大規模災害時に被害を最小化するため、国土強靱化の視点から、ここは大幅に見直しをしているところでございます。それから、2点目、想定外を想定した災害時の各段階の対応というところでございます。こちら、地震を踏まえまして、大規模災害時における行政機能の低下というものを当初から想定して、危機管理の各段階において、被害を最小化するための取組ということで、平時と災害時に区分して記載をしました。

それから、3点目、自助・共助、それから公助の役割分担による防災力の向上ということで、地震においては、それぞれの自助・公助・共助、適切な分担という重要性を痛感したところでございます。日ごろからの備え、災害時の行動について、市民、それから地域、事業者、行政、それぞれの役割を明確にいたしました。それと相互に連携・補完しながら、効率的で効果的な災害対応体制を構築するということを明記したところでございます。

それから、22ページ、こちらは第8編になります。

総合計画を推進するためというところでございます。

こちら、まず、新旧の117ページになりますけれども、まず、ここの冒頭に市役所改革の推進について明記したところでございます。市役所改革の考え方につきましては、この全体に大きく影響しますことから、冒頭にこのような形で趣旨、経緯等を記載したところでございます。また、連携中枢都市圏、国際化への対応、SDGsの理念とともに、上質な生活都市の実現を図るための取組についても、記載をしているところでございます。

それから、2点目、検証指標を新設ということで、こちらにつきましては、この第Ⅷ編につきましても、適切な指標管理をするために、成果や課題の検証が必要であるということで、検証指標を新たに設定いたしました。

それから、3点目、情報新技術の積極的な導入推進ということで、AI、RPA、さまざまな情報の技術の導入、利活用により、行政サービスの質の向上、それから行政運営の効率化、働き方改革、さらには持続可能な市政運営に取り組んでいくということを記載いたしました。

それから、23ページ、4点目です。新たな時代にふさわしい職員力の向上ということで、社会情勢の変化に対応し、さまざまな行政課題の解決に取り組んでいくため、職員の意識改革、あるいは対話力の向上、それから組織の土台となる人づくりが必要不可欠ということで、職員が自ら主体的に成長するための施策や環境を充実させていくということを記載いたしました。

続いて、5点目、自主財源の確保、この点につきましては、将来、市税等の大幅な増収が見込めないといった状況になった場合におきましても、指定都市にふさわしいまちづくりを進め、市民ニーズに対応し、将来世代に過度な財政負担を残さないように、自主財源の確保に取り組むことをこちらに明記をいたしております。

それから、6点目、公共施設などの最適化ということで、過去建てられた建物が、集中的に整備されている時期がありまして、今後一斉に更新時期を迎えるということから、公共施設等の

総合管理計画との整合を図り、財政支出の軽減、あるいは平準化に取り組むことをこちらに記載しております。

それから、24ページです、こちら、新たに設けたところで2点、国際社会に対応した取組の推進というところが7番目でございます。こちらは、在留外国人、あるいは外国人観光客、そういった方々の増加といった今の状況を踏まえまして、全ての施策に、あるいは事業に国際的な視点を取り入れると、また、外国人の受入環境整備に産学官一体となって取り組むことを新たに記載したところでございます。

そして、最後にSDGsの推進ということで、SDGsにつきましては、SDGs未来都市として認定されましたが、誰一人取り残されないという理念を市政運営全般に反映させるということ掲げたところでございます。

また、その達成に向けては、市民や地域等への普及啓発、関係者等の連携を主な取組として位置づけたほか、国際社会への貢献として、本市特有の地形、あるいは技術、そういったものを国内外へ発信するところを明記したところでございます。

以上が、全体の基本計画の主な変更点のご説明になります。長くなりましたけれども、私のほうからは以上でございます。よろしく願いいたします。

中山委員長：

丁寧なご説明をいただきました。

事前に資料が委員の皆様方に届いているかと思えます。いろいろご検討してきていただいているのではないかと思いますけれども、ここでご意見を賜ってまいりたいというふうに思えます。

また、ご質問がある方も、遠慮なくご質問をしていただきたいというふうに思えます。

それでは、委員の皆さん方、どうぞご意見等上げていただければというふうに思えます。

井上委員：

今、それぞれの方面の中での取組推進、強化をしていくということでございました。ちょっと確認ですが、この安全で心豊かに暮らせる地域づくりという中で、防犯というところはどこかに出てくるのでしょうか。今、全国各地で犯罪とか、想像外の交通事故とか、また、子どもの被害関係もあるかとは思いますが、防犯という部分が見当たらなかったかなと思いたので、よろしく願いいたします。

事務局：

5ページの④のところに、地域の防犯力の強化というところがございまして、地域における自助・共助の強化へ向けた取組を当該施策へ反映させ、行政の取組はⅦ編に集約しと記載しており、全国単位での地域の防犯については、新旧対照表の26ページのところに地域の防犯活動の啓発支援が(2)の項目にありまして、各防犯関係機関と連携した防犯パトロールですとか、中心市街地における客引き行為対策、防犯協会などへの活動支援、そういったところを記載しています。

井上委員：

ありがとうございました。

中山委員長：

ほか、ございませんでしょうか。

鈴木副委員長：

検討する時間が足りなかったのですが、指標関係で2つほどご質問です。資料4の118ページ、検証資料、市民参画・協働による事業の割合と書いてあるんですが、この市民参画・協働による事業というのは、どういうものを具体的に指すのかというのが1点です。

それから、もう一点ですけれども、これは122ページです。市民に信頼される職員の育成のところ、検証指標として不祥事件数と書いてあるんですが、不祥事の定義を、何ををもって不祥事というか、世間に明らかになって騒がれたものなのか、その辺のところ、下に事務処理ミス件数等々ありますけれども、この辺の定義、数字をどうやって出すのかということも含めてご質問です。よろしくをお願いします。

事務局：

それでは、順番前後いたしますけれども、122ページの不祥事件数と、それから事務処理ミスの件数の定義をということでございます。その点、ご説明をいたします。

この不祥事件数については、ちょっとわかりにくくございますけれども、この件については、私ども懲戒処分等の処分事案を想定をしております、職員の不当行為があった場合に、懲戒処分を行った場合の件数ということで、想定をしております、これについては、0を目指して取り組んでいくということでございます。

それから、事務処理ミス件数につきましては、私どもが事務処理を行う中で、例えばメールの誤発送ですとか、郵便物のミスですとか、そういったものがございます。そういったものを毎月事務処理ミスの公表事案ということで基準を設けております、公表させていただいております。この公表件数を減少させていくということでの想定をさせていただいております。

中山委員長：

もう一点はいかがでしょうか。

事務局：

118ページ、市民参画・協働による事業の割合ということで、実施計画の中ですとか、市民と行政の協働というくりをつけまして、それに該当する項目というのがあれば、それを割合として今後この中で示していくということになると思います。

鈴木副委員長：

今の2番目のご回答、もう一回言っていただけませんか。

事務局：

各種施策や事業、実施計画におきまして、市民と行政がかかわっていくような事業について、項目立てをしまして、それに該当する項目というのをこちらの事業の割合というところで、各年ごとに割合を追っていかうということです。

鈴木副委員長：

該当する項目って、例えばどういうことを想定されていますか。

事務局：

事業に関する市民への説明会ですとか、そういう事業を市民の方に幅広くお知らせして、それと一緒に協働してやっていく事業というようなところであります。

鈴木副委員長：

検証指標をできるだけわかりやすい、誰が見ても理解できるような指標を是非つくっていただきたいと思います。

あと、不祥事、事務処理件数、説明はわかりました。ただ、やっちゃった件数ですよ。だから、その手前のところで、もっと何かチェックできるような指標がないか、これはわかりませんが、ヒヤリハットの調査なんかをされておられたら、そのやっちゃったまでいらないけれども、ヒヤリハットの件数でチェックをかけて、そのところでしっかりと意識することで、事故としては発生しないという、その辺のところもちょっと念頭に置いて、取り組んでいただければと思います。

中山委員長：

事務処理のミス件数というのは、市役所にとって非常に重要な課題なのですか。先ほどの、メールを誤送してしまったというのは、かなり問題になるような事案なんですか。

事務局：

私どもは、個人情報といいますか、市民の皆様の情報を扱わせていただいております。月々の中で、私どもがそういった小さなミスではありますけれども、自分にとっての不利益な事象に該当するのではないかと不安を与えてしまったということがございますので、そういったことをゼロに持っていくということを掲げてやっております。

先ほど、鈴木委員のほうからもございましたけれども、事前のチェックの部分に関しましては、実は来年から地方自治法の改正で、内部統制制度というものがスタートいたします。そもそも事務処理を行う前、そういったヒヤリハットといいますか、起こさないためにいかに内部で統制をしながら、システムを組んでいって、ミスを起こさないかというような仕組みを構築することとしておりますので、こういった具体的な事象が発生しないようにということに、努めてまいります。

中山委員長：

今のご回答だと、機密情報をどう扱うかということ、あるいは個人情報の保護をどう取り扱うということのほうが、表現としてはいいような気がするんですね。事務ミスということをしていっていると、何か物すごく膨大な、先ほどどういう定義になるのかという話もございましたけれども、もう少し、市として重要な課題になると思いますので、少し絞り込んで、件数を把握されたほうがいいと思います。

ほか、ございませんでしょうか。

相藤委員：

資料の35ページの校区単位の健康まちづくり推進というところで、健康ポイントの事業が入って、これはとてもいい取組じゃないかなと思っております。ただ、現実的にどういう形でこれが展開されるのかなというのがちょっと見えにくいので、そこをご説明をお願いしたいと思います。そして、もう一つ、その下の2番のウのところの望まない受動喫煙を防止するというので、誰も受動喫煙を望む者はいないと思います。望まないという文言はとっていいんじゃないかなと提案をいたします。

以上です。

事務局：

健康福祉局福祉部でございます。2点について、ご説明いたします。

まず1点目の健康ポイント事業でございますけれども、これにつきましては、若いときから健康に留意をしていただき、そういった方を増やしたいといったことで、生活習慣病とはわかっているけれども、なかなか健康行動に結びつかないという方々をターゲットといたしまして、スマートフォンのスマートアプリを作成をいたしまして、ポイントとしては3点、1つ目は健診を受けられた方へのポイント、2点目には毎日ポイントということで、ウォーキングだとか自己健康チェックとかそういった方々に対するポイント、3点目がお出かけポイントというふうに申しまして、健康イベントなどに参加された方々にポイントを差し上げて、それを景品がいただけるような仕組みを現在検討しております、来年には試行運用をしまして、来年度には本格運用を進めたいと考えています。

それと、あと2点目の受動喫煙のことです。確かに誰も望まないといいますが、喫煙をされる方もいらっしゃるものですから、そういった表現をしたわけでございますけれども、これについては、検討させていただきたいと思います。

中山委員長：

ほか、ご質問等ございますか。

小林委員：

資料4の74ページのところで、こちらの小さいほうの14ページの、観光客の誘致体制の強化のところですが、自分の中でもきちんと整理ができていないのでお伺いしたいんですが、基本的にこの書きぶりは、国内外の観光客を想定して書いているんだというふうに感じるんですが、その後、外国人観光客はここ最高を更新していますというような文言があって、この全体の

観光客誘致体制の強化は、国内に向けてなのか、それとも、訪日観光客向けなのかがちょっと明確になっていないので、そのための体制づくりみたいなものについても、何となくふわっとして、ふわっとさせるのが目的だったらいいんですけども、例えばMICEだとか、観光客誘致体制の強化というふうにしても、どこに向かってどのようなものを強化していくのか。この14ページのところに、プロモーションと受入態勢、両面からやるべきだと書いてある割には、じゃ、具体的なそのプロモーションに関してのアクションに通じるような基本方針が、どの文言であらわれているのかというのが、ちょっとよくわからない感じがしますが、その辺はどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

事務局：

ただいまのご質問、国内外、どちらにポイントを絞っているのかという点については、これはもう両方ございまして、ただ、その表現につきましては、なかなか一読しただけではご理解いただけないという部分のご指摘かと存じます。そのあたりの表現のほうにつきましては、改めて検討させていただきたいと存じます。

小林委員：

それから、観光の誘致、集客のためにどうするかということに関しては、やはり市独自でやれることと、そこだけで完結できない問題、結構あると思うんですね。だから、例えば県との体制だとか、九州全域の体制をどのように構築していくのかということ、九州の中の中央部に位置している熊本のポジショニングも含めてもう少し明確にしないと、どこに向かって何やろうとして、どういうことをやろうとしているのかが、ちょっと見えにくいのではないかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

事務局：

こちら、ただいまのご指摘を踏まえまして、局内で改めまして検討させていただきたく存じます。

中山委員長：

よろしくお願いいたします。

木村委員：

地震の経験、教訓を踏まえてとありますように、かなり地震の教訓を踏まえた文言とか、そういうところ、あと、避難所に避難した人とかは、かなり書き込まれていると思うんですが。ちょっとまず質問で、28ページの事業概要、防災意識の啓発のところ、イのところ、「洪水、高潮、地震などの各ハザードマップをわかりやすく改善します。特に洪水ハザードマップは河川ごとに全体が把握できるよう改めます。」ということで、非常に重要なことが書いてあったんですけども、これが削除してあって、地域版ハザードマップのほうの、そのイの部分、もしくは、非常に、1のアの部分も、「地域ぐるみ、家族ぐるみの防災意識の啓発」とか、非常に

防災意識の啓発という意味では、要のところが削除してあるんですけども。

例えばハザードマップですけども、まだ熊本の場合、5m水没みたいなのがたくさんあるわけだし、ほとんど熊本市内、特に白川からこっちというのは、1m以上、軒先までほとんど水没してしまうというのが現状ですけども、ここはハザードマップ、今回の全国で水害が頻発している中で、改めて全部見させてもらいましたけれども、例えば河川ごと、白川、坪井川の周りが塗ってあるのはわかるんですけども、大きく見ると、なかなかこんな1枚の地図では、ちょっと自分のところがよくわかりにくいのもあって、私の感想としては、特に洪水ハザードマップが、河川ごとに全体が把握できるようにということで、非常にまだ改良の余地があると思う。全国的にもなかなかハザードマップも浸透していなくて、熊本市の場合、どのくらい浸透率があるのかというのもちょっとわかれば、知りたいと思うんですけども。

ここが削除されているのが、よくわからなかったのでお尋ねしたいと思います。

事務局：

冒頭に説明をしたかと思うんですけども、今回は、危機管理という章を新たに設けまして、全体的な、市全体の危機管理については、108ページから危機管理という章のところに、全部移しかえています。先ほどの防災マップにつきましては、具体的に申し上げますと、113ページの事業概要の(2)地域の防災力の向上というようなところで、ちょっと表現は変わっておりますけれども、地域版ハザードマップの作成等というところで、記載をさせていただいているところでございます。

木村委員：

地域版ハザードマップはもちろんもともと書いてありました。もちろん、地域ハザードマップの浸透が進むというのは理想の展開であって、住民が自分たちでつくっていくというのは、これ絶対必要なことだと思います。それを改めてこちらに書いてあるのは、よくわかるんですけども、その大もとの一番重要なハザードマップのことについて書いてあるかということ、そうではなくて、すぽっとそこが抜けているのはなぜでしょうかということをお聞きしたい。

事務局：

大変失礼いたしました。

一応防災ハザードマップについては、河川ごと、これまで河川管理者によって、それぞれハザードマップがつくられていたのを、統合版ハザードマップという形で、今年度中に作成するというので、今回は記載から除かせていただいたということでございます。

木村委員：

これができた段階では、完成しているという。

事務局：

はい。

木村委員：

まだ私たち自身もそれを見ておらず、それが完璧なものかどうかというのはよくわからないわけだし、全然機能していないという現状があるわけなので、そこを削除されているのは、一番にはこれだけ全国で注目されている中で、よりよいハザードマップつくっていく視点、特に熊本市の防災の中で、どこの人たちがどう避難するのか、正直言ってわかりません。ハザードマップに矢印で書いてあります。こう逃げればいいと。ところが、5m浸水したときに、どう逃げればいいのか、その記載はありませんし、私はもっと丁寧にやっていると、ハザードマップというのは丁寧にやっていると、本当に命にかかわる話であって、この前の何年か前の白川水害でも、私、現地も見に行っていますよ。やっぱりこの防災計画というのは、今回特に防災について、熊本地震のことは経験として、これは非常につないでいけなないと思ひまして、非常に評価できると思うんですけども、もう一つ、6・26水害を経験した熊本は、これを絶対忘れちゃいけない話だし、これだけ全国で命が失われていることを絶対に繰り返してはいけないので、市の総合計画の中では、水害から命を守るという項目を打ち出していけないのかなというのが、全国の水害も踏まえてそれを思ひましたので、ちょっとそこは何か検討できないかなと思ひます。

事務局：

ご指摘も踏まえて、もう一回残すところで検討させていただきたいと思ひます。

事務局：

先ほどの118ページの市民協働の意見、ありがとうございます。市のほうでは、いろんな計画の策定段階から実施段階までのさまざまな段階で、市民の皆さんに情報を提供するというところで、そういった事業を全庁各課に照会をかけた上で、それによって、この割合というのを示したいと。その際には、先ほど先生おっしゃったように、基準をより何かわかりやすい、明確な基準で整備していきたいというふうを考えております。

よろしくお願ひします。

中村委員：

総合計画を推進するためにということで、⑥のところ、公共施策の適正化という部分で、これを通じて、財政支出の軽減・平準化等に取り組むということ、これを今回追記されるという形になっているんですけども、やはり、モノの適正化を含めた財政支出の削減ということだと思ひますが、今回いろんな評価だとか整理だとか充実だとか、行政サービスの観点から取組を改めてもう一度見直されていて、そうすると、一方で既存の行政サービス、コトの部分を通じた、この文脈でいうと、財政支出の削減等を行うことによる推進みたいな観点というのは、今回の計画の中では、どういう形で出てくるのでしょうか。

事務局：

すみません、確認ですけれども、今のご指摘は、新旧対照表の中に、どのように表現されているかというようなことでしょうか。

中村委員：

新旧対照表ということではなくて、少し全体の話として、改めてこのモノの適正化ということに関して、財政支出に関しての関連での追記されていることに鑑みると、コトの部分ですね、行政サービスの適正化みたいな観点というのは、この全体の中で、どういったところに出てくる、もしくは、そういう観点を盛り込んでいく必要がないでしょうかという意見です。

事務局：

ただいまのご質問につきましては、細かいところでは、実施計画の中で、それぞれの事業ごととっていきますので、行政サービスの全般論としての表記については、今、委員おっしゃったように、ここで特出ししているような状況ではございません。持続可能な財政運営でありますとか、あるいは、公共施設の長寿命化、それにより全体的な表現にとどめて、それらの住民サービスにおける各事業については、それぞれの各実施計画における、それぞれの章ごとの、分野ごとの事業で列記しているというような考え方でございます。

中村委員：

すみません、それぞれの事業での記載というのは、ある種、積極的なというか、前向きなというか、既存のものを評価していく、充実させていくということで、それ自体は非常によいことだというふうに思いますけれども、一方で、マンパワー的にもコスト的にも、一定の制約がある中で、新しいものに取り組んでいく中で、既存のものを含めたある種サービスの見直しというか適正化ということも、そういう意味では取り組んでいく必要があるんだろうというふうに思うんですけれども、それでは、個別のものや前向きなものを中心にとということで、そこに個別具体的なものを書き込むことは難しいのだとすると、最後の推進のところ、そういう観点みたいなことはあり得るのだろうかというふうには、モノが出ているだけに、コトの部分、サービスの部分に関して今回改めて記載してはどうでしょうか。

事務局：

具体的には、新旧対照表の125ページのところ、公共施設などの最適化ということで記載をしているところでございます。今、公共施設マネジメント管理計画というものを策定しておりまして、今後どういった施設を更新していくのか、あるいは廃止していくのか、あるいは統廃合していくのかというのを個別に今計画をつくっている段階ですので、現時点ではここまでぐらいしか書けないというのは、現状でございます。

中村委員：

そういう意味で、モノの部分がかかれていたということは理解をした上で、行政サービスに関してはどうですか。

事務局：

今、委員がおっしゃられますように、行政は常に効率的な行政運営をやって、質の高いサービスを提供していくというのは、これは大前提でございます。もちろん、この総合計画の中に、開かれた市政運営ですとか、行政サービスの質の向上という言葉がうたっておりますが、個別にいいますと、ただいま市役所改革プロジェクト、これは総務局が全庁的に中心になってやっておりますけれども、その中で、効率的な事務の執行であるとか、予算の効率化であるとか、そういうものをちょっと個別に議論する取組はいたしております。ちょっと、そこを具体的にこの中に書いておりませんが、市の理念としては、そういう行政運営の効率化というのは、常に取り組んでまいりたいというふうには考えております。

中村委員：

ありがとうございます。

松島委員：

24ページなのですが、事業の担い手育成ということ書いてあるんですけども、うちの地域でも、まちづくりセンターの方が、30代、40代、50代の方に積極的にいろいろ企画をいただいているのですが、やっぱり実際自治会とかされている方とか、各種団体長さんというのが、どうしても60代とか70代の方が多くて、どこでもそうだと思うんですけども、同じ方がいろいろ長だったり役員だったりということがあるので、なかなか難しいとは思いますが、その辺の60代、70代の方への働きかけというのは、具体的にできるのかなという、今、積極的に活動されていない方で、結構いらっしゃると思うんですね。そういった方には、できるのかなと思ひまして。

事務局：

今、委員おっしゃったように、活動される方が特定の人だったりとか、高齢化しているという課題がございますので、幅広い人たちにできるだけ地域活動に参加していただくために、現在、市の取組としましては、専用のホームページをつくって、具体的な地域活動への参加を促したりですとか、冊子とか、そういうのを使ったの公募とかもやっております。

それから、おっしゃったように、60代からというところで、一応熊本市役所の退職される方を対象として、今後の地域活動のセミナーみたいなのを開いて、地域活動への参加を促していくといったような取組をしているところでございまして、これは一過性で終わることなく、継続して行って、できるだけそういった方々、地域の多くの方が参加していただくような施策は継続して取り組んでいきたいというふうには考えております。

中山委員長：

他にございませんか。

吉本委員：

資料3の8ページの援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援という中で、親の養育を

受けることができない子どもたちに対して、家庭的養育ができるよう、里親制度の推進を図るとあるんですが、先日、大学のほうで講義を受けていて、子どもの年齢が0歳や1歳など低い年齢だったら、里親をやりたいという人は多いと聞いたんですけども、やっぱり子どもの年齢を重ねるにつれて、やはり里親をやりたいという人は減ってくるというか、やっとしても、失敗してしまうことが多いという現状を聞いたので、そういう年齢を重ねた子どもたちに対する里親支援は、どうやって推進していくのかなってというのがあれば、教えていただきたいなと思います。

事務局：

この8ページの援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援という中での里親の推進なんですけれども、現在、熊本市では全国と同様、里親の方が十数%といったことをございまして、ご理解を深めつつ、里親の方を拡大、拡充させていきたいと考えており、具体的には、来年度に、児童相談所の中にそういった推進する部署を設けまして、推進をしていきたいと考えているところです。

中山委員長：

ほか、ございませんか。

井上委員：

農業関係のことでお尋ねいたします。資料83ページです。

(2)の経営の安定化という中で、イの部分がございしますが、融資制度、共済制度などの制度を活用しながら、経営の安定化を推進しますということで、この共済制度というのは、どういうことを指しているんでしょうか。

事務局：

特にJAさんなどの共済制度の加入の促進だとか、そういう部分も我々行政としては経営の安定のために、しっかり入っていただくようなことを進めていきたいという意味合いでつくって、計画させていただいております。

井上委員：

農産物に対する共済なのか、生命の共済なのか。

事務局：

基本的には、農産物、それから農業施設の共済という考え方でございます。

井上委員：

農業共済という考え方でよろしいんですか。

事務局：

そうでございます。

井上委員：

特に今の時期でありますと、ミカンの生産農家あたりの作業に対する事故等が結構多くなっております。また、現状の大型農家は、雇用も結構多くなっているといった関係上、今、厚労省が進めております農業者の労働者保険制度というのがございますので、そういう部分をこの中には入れていったらいいのかなということをちょっと感じましたので、その辺は今後検討して進めていっていただきたいと思います。

あわせて、資料の84ページのほうになりますけれども、現状と課題の中で、現在、卸売市場を柱とした大規模な流通体制ということで、全国的な量販店についても、以前からすれば大型化してきております。大規模な流通体制の中で、取引をやっているわけですが、その右上の後ろのほうに、しかしながら、このよう流通形態は、生産者と消費者の結びつきを希薄化させると書いてあるのですが、その対応策として全国的に熊本フェアなど、出向く体制の中で、フェア関係を消費者とつなぐようなことをやっているんですよ。

現在、これに取り組んでいる中では、この「しかしながら」という書き方であれば、今までやってきたことが全部否定的になってくるのかなと感じましたので、「しかしながら」という部分を、何か文言変更といえますか、ちょっと表現を変更していただければと思います。

事務局：

農政局でございます。

ご意見は承りました。我々の局でも、しっかり検討させていただいて、適正な表現にさせていただきたいと思います。

中山委員長：

ほかにございませんか。

木村委員：

意見になると思いますけれども、SDGsを踏まえた市政運営ということで、新たに設けているところで、SDGsを位置付けていただいたのはすごくいいことだと思います。

この中の文言なんですけれども、特に現状とかで最後のところで、熊本地震の経験を踏まえた本市の防災・減災のまちづくりなど知見や取組を国内外に発信し、国際社会の発展に貢献しますと、国際社会を見据えた文言も書いてありまして、非常にいいと思うんですけれども、やっぱり熊本市で、この今回総合計画、熊本のあり方という、大きく目標をつくっていくところで、やはり熊本市が世界のモデルになるというか、私は以前、熊本市さんの姉妹都市のハイデルベルクさんに取材に行ったことあるんですけれども、私たちの都市が、世界の環境をリードして、第三世界の環境も自分たちの取組で改善していくという、物すごく気概に満ちた世界を自分たちが、ハイデルベルクがリードするという、その気概みたいなものを市長のインタビューでもすごく感じて、やっぱり国際都市として、この総合計画の中に、熊本が日本をリードして、世界をリードしていく、何か気概みたいなところを、みんなで共有できればと思う。SDGsのとこ

るも、そういうふうには国際社会に発展に貢献しますと書いてあるんですけれども、もう少し全般に環境とか、いろんなところでもう少し強く打ち出して、みんなでそういう思いを市民が共有できるのであれば、やはりすごく夢や希望がある計画になるんじゃないかなと、みんなで共有できるんじゃないかなと思ひまして、少し知恵を絞って表現を考えていただければと思ひました。

事務局：

行政に対する期待ということで受けとめさせていただきます、どうにか反映できるように検討していきたいというふうにおもっております。

中山委員長：

いいご意見だと思ひます。やっぱり上質な生活都市というのは、もうとりもなおさずSDGsでありますから、未来都市という、そういう称号も得ているわけなので、もうまさに日本を代表する政令指定都市、SDGs都市だということは言えると思ひるので、ぜひSDGsというのをもう少し前面に出して、観光誘致などにどんどん使っていただければと思ひます。

ほか、ございませんでしょうか。

相藤委員：

39ページですが、6番の感染症の予防対策と拡大防止対策のところですね、これが、今のほうで新型インフルエンザ、これから特に発生するというのが予想されているんですけれども、このインフルエンザの第一種感染症が発生した場合は、熊本市民病院の感染病棟において速やかに受け入れ、拡大防止を図りますということで、熊本市民病院の役割としてここに入れてあるのはわかるんですけれども、拡大防止を図るとともに、地域、特に熊本の医療というのは、熊本は、医療体制がとても整っているということでは言われていますので、地域医療機関と連携して拡大防止に努めますという表現を入れていただきたいなという意見でございます。

事務局：

健康福祉局でございますけれども、実は、この新型インフルエンザなどの第一種感染症が発生した場合のその感染病棟、感染ですね、指定されているのは市民病院だけでございますものから、こういった表現をしておりますけれども、先生のご意見踏まえて、また、検討させていただきますと思ひます。ありがとうございます。

中山委員長：

よろしくお願ひいたします。

ほか、ございませんか。

無いようでしたら、ちょっと気になるところあって、62ページ(4)のイなんです、「市街地におけるカラスやムクドリなどの鳥類をはじめとする野生動物による糞害や騒音の生活被害対策を推進します。」というのはよくわかるんですけれども、政策の中に盛り込むという内容にしては、余りにも具体的過ぎないかなというのが1つございます。こういう市街地における云々ということではなくて、もっと大きい形で捉えるのであればいいんですけれども、少しここは個別に

なり過ぎていないかなというのと、もう一つは、やっぱりSDGsに反するんですよね。どう対策をとるかということなんですけれども、やっぱり我々は生き物と共生するんだというのが、SDGsの一番大きな柱になっていまして、カラスであり、このムクドリとも共生する社会をつくっていかなければいけないという、そういう視点で考えると、何となく違和感があるので、ご指摘をさせていただきます。

それから、検証指標というのがあって、先ほど、鈴木先生のほうからもご指摘があったんですけれども、これが基準値があって、これは平成27年が基準値になっているんですけれども、それに対して、検証値が31年とか35年でどう変化していくかというのが、記載されているんですね。

これが、何となくこういう取組をした、それで、基準値ではこうだったんだけど、検証値はこうなりましたという表現になるわけですね。考え方としては、これはいわゆるフォアキャストの考え方なんです。ずっと努力をした結果、こうなったという。できれば、バックキャストの発想で、検証値というよりも、KPIで目標値という設定をしていただいて、その目標値にこの基準値がどう近づいていくかという考え方をしていただいたほうが、より取り組む内容がアグレッシブになっていくんじゃないかなという気がします。

この辺は、ちょっと庁内でご検討いただければと思いますけれども、できれば、目標値という形で、KPIでやれば、その取り組む内容も、具体的な中身がより表面に出てきて、それがどういう形になるかというのが、より見える化できる、仕事の見える化につながっていくという感じがするんで、庁内のほうでご検討いただければと思います。

事務局：

1点目におっしゃいました、野生生物の起因する部分でございます。確かに野生生物との共生というのが、大前提ということで考えております。そういう中で、人に対する糞害ですとか騒音に対する対応などをうまくバランスをとりながら、質の高い熊本市というのを実現していきたいという考えでございますので、生き物を排除するという考えではございません。表現の方法として、そういうのがわかるような形の表現を考えさせていただきたいと思っております。

中山委員長：

基本計画の中に盛り込む内容なのか少し疑問がある。どうですか。

事務局：

ここ最近カラス、今現在、カラスもかなり来ておりますし、イノシシの被害も住宅地に出没しているというようなことがありますものですから、共生、一緒にそういう野生生物と身近な部分で対策といいますか、意識を市民の皆様を持っていただいて、それから、行政だけではどうしてもない部分もあるため、地域活動の一環として、そういった部分にも取り組んでいただきたいという意味で、ここに表現させていただいています。

中山委員長：

わかりました。ほかにございませんか。

鈴木副委員長：

目標値と検証値については、これまでいろいろ経緯はあったんじゃないかと思えますけれども、その辺をご説明いただければと思います。

事務局：

中山委員長がおっしゃったように、バックキャスト、あるべき姿、目指すべき姿を掲げて考えていくということ、非常に重要と考えておりまして、今、進めている市役所の改革ですとか、そういったものも全てあるべき姿を目指してやっているというところでございます。

この検証値というのをなぜ、検証値にしたのか、それまでの総合計画では、目標値という設定をしておりまして。ただし、第7次総合計画では、あえて検証値にいたしましたのは、どうしても目標値としてしまいますと、その数字だけがひとり歩きしてしまいまして、全ての計画であったり、目指すべきものをその目標値に限られたものだけで、端的にあらわすことができないということで、その目標に向かって具体的に上げた数字を検証しながら、その目標に達成するかどうかというのを検証していこうというところで、あえて検証値というところで、今回の計画では表現させていただいたところでございますので、今、いただいたご意見も踏まえて、今後どういった形にしていくのがいいのかというのは、また検討させていただければというふうに思います。

中山委員長：

よろしく願いいたします。ほか、ございませんか。

無いようでしたら、基本計画(見直し素案)については、審議を終わらせていただきたいと思えます。

あと、今後のスケジュールにつきまして、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

事務局：

事務局でございます。

本日の委員会のご意見を踏まえまして、今後必要な修正を行った上で、総合計画の見直し素案を今月28日に開会いたします、熊本市議会の第4回定例会のほうで報告を行いまして、その後、12月から1月にかけて、パブリック・コメントや、あるいはまた地域説明会を行いまして、来年2月に改定案を議会に議案として上程したいというふうに考えております。

中山委員長：

一応これで予定の審議は終わりましたので、ただいま出ましたご意見を踏まえていただき、上質な生活都市に向かって、事務局等の仕事の中で内容の充実に努めていただきたいというふうに思います。

何といたっても、こういう計画を実践するのは、そちらの後ろにいらっしゃる市の職員の方々でありますので、先ほど防災ハザードマップの話がありましたけれども、こういう計画をつくれれば、それでいいということではなくて、できたものをどう活用するか、それがハザードマップが生かされるところでありますけれども、ぜひ今回のこの基本計画等につきまして、これをしっかりと

生かすのが、市の職員の皆様方だというふうに思いますので、皆様方のさらなるお取り組みに期待いたしまして、この会を閉じさせていただきたいというふうに思います。
どうもありがとうございます。